

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則	八
○ 福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	八
○ 告示	八
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	八
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	八
○ 土地改良区の解散を認可した件	八
○ 道路の区域を変更する件	八
○ 道路の供用を開始する件	八
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	八
○ 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件	八
○ 福島県教育委員会	八
○ 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	八
○ 正誤	八
○ 平成二十三年七月一日付付定例第二千二百九十六号中	八
○ 平成二十六年二月十四日付付定例第二千五百六十四号中	八

規 則

福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七号

福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年二月十二日救急病院として認定した。

平成二十六年二月二十一日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平

公立大学法人福島県立医科大 福島市光が丘一 認定有効期限 平成二十九年二月一日

学附属病院 (地域医療課)

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年二月二十一日から同年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市河原百六十三番一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により三和土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十六年二月十四日認可した。

平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 大内線	相馬市黒木字御門一〇 三番一地从り 同 市初野字金谷内九 四番二地先まで	変更前	A 五・五〇 B 一三・三〇	一、九九六・一
		変更後	A 五・五〇 B 一四・〇〇	一、九九六・一

(道路計画課)

福島県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道相馬大内線	相馬市黒木字御門一〇三番一地从り 同 市初野字金谷内九四番二地先 まで	平成二十六年二月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月十日
- 二 名称

(変更前) NPO法人CRMS市民放射能測定所福島
(変更後) NPO法人ふくしま30年プロジェクト

- 三 代表者の氏名
阿部 浩美
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市置賜町八番八号パセナカMisse 1F
- 五 定款に記載された目的

この法人は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能飛散に伴う健康被害を最小限に食い止めるための放射能汚染の検査体制を確立・整備するとともに、各地で放射能防護に関する団体と協力することで、放射線防護に関して「自ら測り、自ら考え、自ら判断」する社会基盤づくりに寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
平成二十六年二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画道路
 - 2 名称 一・五・一号小名浜道路
三・五・四号勿来常磐線
- 二 新たに都市計画に含まれる土地の区域
いわき市泉町下川のうち
字大剣、字境ノ町及び字菅手の各一部の区域
いわき市泉町黒須野のうち

字江越及び字砂利の各一部の区域

いわき市泉町のうち

字滝ノ沢及び字一町田の各一部の区域

いわき市添野町のうち

猿田、大町、古防、欠下、兼谷沢、頭巾平及び長沢の各一部の区域

いわき市石塚町のうち

飯塚及び餅田の各一部の区域

いわき市江畑町のうち

平前及び堀ノ内の各一部の区域

いわき市高倉町のうち

田ノ作、札場及び堤ノ上の各一部の区域

いわき市山田町のうち

和久、塙、砂方、片岸、窪根、杓丁田、釜谷及び長沢の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所 福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

平成二十六年二月二十一日から同年三月七日まで

四 その他

いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島商業高等学校の項中「二二〇人」を「八〇人」に、

国際経

济科 八〇人

国際経済科

四〇人

に、「二六〇人」を「八

〇人」に、

八〇人	八〇人	八〇人
-----	-----	-----

を

一六〇人	一六〇人	一六〇人
------	------	------

に改め、同表福島県立保原高

等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立郡山東高等学校の項中

「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中「八〇人」

を「四〇人」に、「二八〇人」を「三三〇人」に改め、同表福島県立郡山高等学校の項

中「二〇〇人」を「二六〇人」に改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「六八〇人」

を「六四〇人」に改め、同表福島県立長沼高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」

に改め、同表福島県立瑞工業高等学校の項中「二〇〇人」を「二六〇人」に改め、同表

福島県立修明高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立小野高

等学校の項中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項

中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中「一八〇

人」を「四〇人」に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中

八〇人	一六〇人
-----	------

を

四〇人	二〇〇人
-----	------

に、

一六〇人	八〇人
------	-----

を

八〇人	一六〇人
-----	------

に改め、同表

福島県立小名浜高等学校の項中「三三〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立好問高等学校の項中「三三〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項中「二四〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立浪江高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立富岡高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「一六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立相馬高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立相馬東高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立原町高等学校の項中

「六〇〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立小高商業高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に、「四〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立小高工業高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に、「八〇人」を「四〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(高校教育課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年七月一日付け定例第二千二百九十六号中

一三九	下	後ろか	一四・〇)	一二・〇)
		ら一	四六・〇	一五・〇

○平成二十六年二月十四日付け定例第二千五百六十四号中

六三	上	六	平成二四年四月一日	平成二四年四一日
----	---	---	-----------	----------